

未来を創ろう
みち・水・緑

事業のあらまし

2024



補助第 136 号線（本木） 優先整備路線
（令和 5 年 7 月 12 日 一部区間交通開放時）

東京都第六建設事務所

道路事業

東京は、日本の首都として、政治、経済、文化などのあらゆる面で中心的な役割を担っている。この中で、道路は、都民生活を支える最も基礎的な社会基盤として、重要な役割を担っている。

東京がその都市機能を十分に発揮するために、慢性的な交通渋滞の解消を図り、円滑な都市活動が行われるよう、道路ネットワークの早期形成に取り組んでいる。

○ 道路率 管内 18.3% (区部 16.7%)

(令和5年4月1日現在)

(1) 道路の管理

道路管理の目的は、道路が持つ多くの機能を十分発揮できるよう常に良好な状態に維持することにより、安全で快適な交通を確保するとともに健全な市街地の形成に役立てることにある。

近年、道路管理に対する都民の要求も多様化しており、騒音・振動等環境問題を重視した要望も増えている。

このため、道路・橋梁の維持補修はもとより、低騒音舗装、歩道拡幅、バリアフリー等、人にやさしい道路環境の整備に努めている。

また、道路区域の決定、供用開始、道路台帳整備、道路占用許可、監察など法的管理の分野でも、利用者の期待に応えるべくきめ細かく対応し、質の高い道路管理を目指している。

□ 管理道路 (令和5年4月1日現在)

国道 (指定区間外)	1 路線 (国道 122 号)	6.3 Km
都道	41 路線	163.3 Km
合計	42 路線	169.6 Km

□ 道路施設 (令和5年3月31日現在)

一般橋梁	53 橋
歩道橋	76 橋
排水場	4 箇所

□ 管内管理者別道路内訳（令和5年4月1日現在）

区 分	道 路 延 長	道 路 面 積
国 道 ※	24.1km （ 1.1% ）	76.1万㎡ （ 3.9% ）
都 道 ※	169.6km （ 8.0% ）	412.4万㎡ （ 21.4% ）
区 道	1,911.0km （ 89.7% ）	1,381.5万㎡ （ 71.5% ）
首 都 高	25.4km （ 1.2% ）	61.7万㎡ （ 3.2% ）
計	2,130.1km （ 100.0% ）	1,931.7万㎡ （ 100.0% ）

※ 国道は国管理分(指定区間内国道)のみ 都道は指定区間外国道を含む

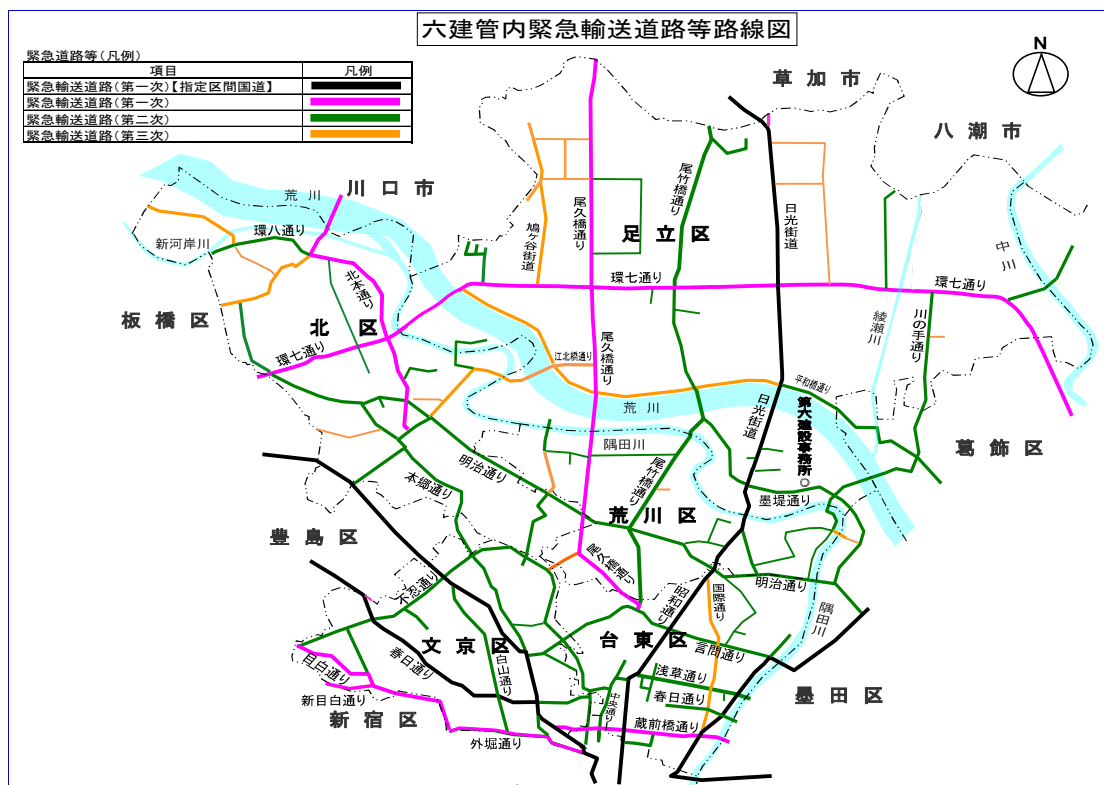
□ 緊急輸送道路

緊急輸送道路とは、阪神淡路大震災での教訓を踏まえ、地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事が指定する防災拠点とを相互に連絡する道路をいい、第1次から第3次まで設定されている。

○第1次：応急対策の中核を担う都本庁舎、立川地域防災センター、重要港湾、空港等を連絡する路線

○第2次：第1次路線と区市町村役場、主要な防災拠点（警察、消防、医療等の初動対応機関）を連絡する路線

○第3次：その他の防災拠点（広域輸送拠点、備蓄倉庫等）を連絡する路線
六建では、これらの道路が建物倒壊による瓦礫や倒壊した電柱等により通行に支障が生じた場合には、関係機関と連携を図り障害物除去作業を実施し、車両の通行を確保する。



□ 住民との協働による道路管理

「東京ふれあいロード・プログラム」により、道路の清掃や植栽の手入れなどの道路美化活動を支援し、地域の住民や企業などと協力して、道路利用のモラル向上と潤いのある道路空間を創出している。



音六町会植栽係

音羽池袋線(435号) 文京区音羽一丁目

□ 不法占用の是正

道路の不法占有者に対して、是正指導及び警告等を行い、道路機能の保全に努めている。

(2) 街路整備事業

最大の弱点である交通渋滞を解消し、国際競争力を高めるとともに、快適で利便性が高く、環境負荷の少ない都市を実現する上で、道路整備は非常に重要な役割を担っている。

現在、第六建設事務所では、都市の骨格を形成する放射・環状線及びそれらの機能を補完し、地域生活を支える補助線、15路線33区間、約20kmの街路（都市計画道路）整備を実施している。

① 放射第8号線（湯島天神下）

令和6年度は、街路築造工事を施工する。

- ・事業認可 平成18年6月30日
 - ・事業区間 文京区湯島三丁目
 - ・事業延長 50m
 - ・計画幅員 30m（現況 22m）
 - ・用地取得率 99%
- （令和6年4月1日現在、以下同じ）



（文京区湯島三丁目付近）

② 放射第10号線（岩淵）

令和6年度は、街路築造工事を施工する。

- ・事業認可 昭和62年6月23日
- ・事業区間 北区赤羽北二丁目～岩淵町
- ・事業延長 430m
- ・計画幅員 30m（現況 25m）
- ・用地取得率 100%



（北区岩淵町付近）

③ 環状第4号線（目白台）

令和6年度は、引き続き用地取得を推進するとともに、トンネル工事着手に向けて関係機関と調整を進める。

- ・事業認可 平成13年5月31日
- ・事業区間 新宿区西早稲田三丁目
～文京区目白台二丁目
- ・事業延長 775m
- ・計画幅員 22m、35m（現道無）
- ・用地取得率 99%



（新宿区西早稲田一丁目付近）

④ 環状第4号線（本駒込）

令和6年度は、用地取得を推進するとともに、排水管設置工事を施工する。

- ・事業認可 平成26年8月13日
- ・事業区間 文京区本駒込二丁目～六丁目
- ・事業延長 600m
- ・計画幅員 25、28m（現況 約16m）
- ・用地取得率 81%



（文京区本駒込六丁目付近）

⑤ 環状第4号線（荒川）

令和6年度は、用地取得を推進する。

- ・事業認可 平成28年2月22日
- ・事業区間 荒川区荒川一丁目
～南千住一丁目
- ・事業延長 380m
- ・計画幅員 30m
- ・用地取得率 54%



（荒川区荒川一丁目付近）

⑥ 補助第73号線（赤羽西）

北側640m区間は工事完了した。

令和6年度は、残り90m区間について引き続き用地取得を推進するとともに街路築造工事等を施工する。

- ・事業認可 平成14年2月25日
- ・事業区間 北区赤羽西一丁目
～東十条六丁目
- ・事業延長 730m
- ・計画幅員 20m（現況 約7m）
- ・用地取得率 99%



（北区赤羽西一丁目付近）

⑦ 補助第85号線（赤羽台）

令和6年度は、引き続き用地取得を推進するとともに、工事着手に向け関係機関との協議、調整を進める。

- ・事業認可 平成9年3月6日
- ・事業区間 北区赤羽台三丁目～赤羽三丁目
- ・事業延長 380m
- ・計画幅員 20m（現況 約11m）
- ・用地取得率 99%



（北区赤羽台三丁目付近）

⑧ 補助第 8 5 号線（赤羽台Ⅱ期）

令和 6 年度は、引き続き用地取得を推進するとともに、関係機関と調整を進め、排水管設置工事を施工する。

- ・ 事業認可 平成 2 6 年 1 2 月 1 1 日
- ・ 事業区間 北区赤羽台二丁目～三丁目
- ・ 事業延長 7 4 0 m
- ・ 計画幅員 2 0 m（現況 約 1 2 m）
- ・ 用地取得率 8 7 %



（北区赤羽台二丁目付近）

⑨ 補助第 8 5 号線（十条）

令和 6 年度は、用地取得を推進する。

- ・ 事業認可 令和 2 年 3 月 3 日
- ・ 事業区間 北区上十条一丁目
～上十条三丁目
- ・ 事業延長 6 2 0 m
- ・ 計画幅員 1 8 ～ 3 0 m（現況 約 1 8 m）
- ・ 用地取得率 1 %



（北区上十条二丁目付近）

⑩ 補助第 8 6 号線（赤羽南）

令和 6 年度は、用地取得を推進する。

- ・ 事業認可 平成 2 8 年 3 月 1 5 日
- ・ 事業区間 北区赤羽南一丁目
- ・ 事業延長 3 0 0 m
- ・ 計画幅員 2 0 ～ 2 3 m
- ・ 用地取得率 1 7 %



（北区赤羽南一丁目付近）

⑪ 補助第 88 号線（豊島）

令和 6 年度は、企業者工事を進める。

- ・事業認可 平成 14 年 5 月 15 日
- ・事業区間 北区豊島二丁目～六丁目
- ・事業延長 780 m
- ・計画幅員 20 m（現況 約 11 m）
- ・用地取得率 100 %

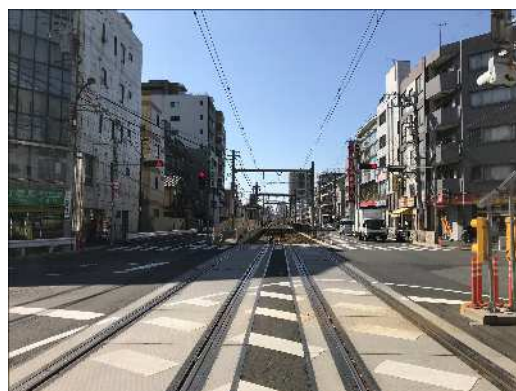


（北区豊島二丁目付近）

⑫ 補助第 90 号線（西尾久）

令和 6 年度は、企業者工事を進める。

- ・事業認可 平成 8 年 8 月 22 日
- ・事業区間 荒川区西尾久三丁目～七丁目
- ・事業延長 360 m
- ・計画幅員 25 m（現況 16～17 m）
- ・用地取得率 100 %



（荒川区西尾久六丁目付近）

⑬ 補助第 90 号線（梶原）

令和 6 年度は、用地取得を推進するとともに、関係機関との調整を進める。

- ・事業認可 平成 28 年 3 月 15 日
- ・事業区間 荒川区西尾久五丁目
～北区堀船三丁目
- ・事業延長 900 m
- ・計画幅員 25 m、30 m（現況 21 m）
- ・用地取得率 81 %



（荒川区西尾久八丁目付近）

⑭ 補助第92号線（中里）

令和6年度は、埋蔵文化財調査、橋梁工事等を施工する。

- ・事業認可 令和3年3月5日
- ・事業区間 北区中里三丁目～
田端六丁目
- ・事業延長 160m
- ・計画幅員 20～22m
- ・用地取得率 0%



（北区田端側から撮影）

⑮ 補助第94号線（不忍通り）

本区間のうち、台東区池之端二丁目から文京区根津一丁目交差点までの延長370mは、平成19年度に完成している。

令和6年度は、引き続き用地取得を推進するとともに、企業者工事等を進める。

- ・事業認可 平成6年7月25日
- ・事業区間 台東区池之端二丁目
～文京区千駄木二丁目
- ・事業延長 845m
- ・計画幅員 20m、22m
(現況 約16m)
- ・用地取得率 97%



（文京区根津一丁目付近）

⑯ 補助第109号線（神明南）

令和6年度は、用地取得を推進する。

- ・事業認可 令和3年6月21日
- ・事業区間 足立区北加平町
～神明一丁目
- ・事業延長 1,210m
- ・計画幅員 15m
- ・用地取得率 13%



（足立区北加平町付近）

⑰ 補助第118号線（小台）

令和4年4月に、一部区間の交通開放を行った。

令和6年度は、道路等の設計を進める。

なお、放射第11号線から西側240mは国土交通省施行の荒川スーパー堤防完成区間である。

- ・事業認可 平成6年3月10日
- ・事業区間 足立区小台一丁目
- ・事業延長 825m（うち585m）
- ・計画幅員 15m（現況 約7m）
- ・用地取得率 100%



（足立区小台一丁目付近）

⑱ 補助第136号線（扇・本木・関原・梅田その2）

令和3年3月に、関原・梅田その2地区の交通開放を行った。

令和6年度は、引き続き用地取得を推進するとともに、本木・関原・梅田その2地区において、排水管設置工事等を施工する。

なお、本木・関原・梅田その2地区については、市街地の延焼を遮断し、避難路や緊急車両の通行路となるなど、防災上重要な道路である特定整備路線に選定されている。（P.14 参照）

【扇地区】

- ・事業区間 足立区扇三丁目～扇一丁目
- ・事業延長 620m
- ・計画幅員 20m（現道無）
- ・用地取得率 100%



（足立区扇一丁目付近）

【本木地区】（特定整備路線）

- ・事業認可 平成14年3月27日
- ・事業区間 足立区扇一丁目～
本木一丁目
- ・事業延長 840m
- ・計画幅員 20m（現道無）
- ・用地取得率 98%



（足立区本木一丁目付近）

- 【関原地区】（特定整備路線）
- ・事業区間 足立区関原一丁目
～梅田四丁目
 - ・事業延長 490m
 - ・計画幅員 20m（現道無）
 - ・用地取得率 99%



（関原・梅田その2地区空撮）

- 【梅田その2地区】（特定整備路線）
- ・事業認可 平成12年3月27日
 - ・事業区間 足立区梅田四丁目
～梅田三丁目
 - ・事業延長 580m
 - ・計画幅員 20m（現道無）
 - ・用地取得率 100%



（足立区梅田四丁目付近）

⑬ 補助第138号線（中央本町）

令和6年度は、引き続き用地取得を推進するとともに、既設暗渠撤去工事を施工する。

- ・事業認可 平成23年10月24日
- ・事業区間 足立区中央本町一丁目
～弘道一丁目
- ・事業延長 700m
- ・計画幅員 15m（現況 一部約8m）
- ・用地取得率 71%



（足立区中央本町二丁目付近）

⑳ 補助第138号線（綾瀬新橋）

令和6年度は、用地取得を推進するとともに、橋梁の架け替えに先立ち取付護岸整備工事、地盤改良工事、仮橋工事を施工する。

- ・事業認可 平成25年2月15日
- ・事業区間 足立区青井三丁目
～綾瀬五丁目
- ・事業延長 290m
- ・計画幅員 15m
- ・用地取得率 99%



（足立区綾瀬五丁目付近）

㉑ 補助第261号線（古千谷）

令和6年度は、企業者工事を施工する。

- ・事業認可 平成12年12月27日
- ・事業区間 足立区古千谷一丁目
～伊興四丁目
- ・事業延長 1,040m
- ・計画幅員 15m、16m（現況約9m）
- ・用地取得率 100%



（足立区古千谷一丁目付近）

㉒ 補助第261号線（神明）

令和6年度は、用地取得を推進するとともに道路工事の着手に向けた準備を進める。

- ・事業認可 平成28年2月22日
- ・事業区間 足立区神明二丁目
～六木三丁目
- ・事業延長 720m
- ・計画幅員 16m
- ・用地取得率 94%



（足立区神明二丁目付近）

② 補助第261号線（伊興）

令和6年度は、用地取得を推進する。

- ・事業認可 平成29年2月22日
- ・事業区間 足立区伊興四丁目
～竹の塚六丁目
- ・事業延長 910m
- ・計画幅員 15m、22m
- ・用地取得率 55%



（足立区伊興四丁目付近）

（3） 特定整備路線の整備

東京都は、震災時に特に甚大な被害が想定される木密地域（整備地域）を対象に、燃え広がらない・燃えないまちにすることを目指し、市街地の不燃化を促進するとともに、延焼遮断や避難、救援など防災性の向上に資する都施行の都市計画道路（特定整備路線）28区間、約25kmの整備を進めている。特定整備路線のうち、第六建設事務所は6区間（9箇所）・約6kmを所管し、令和2年度末には補助136号線（関原、梅田その2）を交通開放した。

特定整備路線の整備にあたっては、民間事業者を活用した相談窓口を設置し、移転先情報の提供、建物の建替えプランの提案、税金や権利関係の相談など、関係権利者への生活再建支援を行いながら用地取得を進めるとともに、順次工事を実施し、令和7年度までの全線整備に向けて事業を推進している。

① 補助第73号線（上十条）

令和6年度は、用地取得を推進する。

- ・事業認可 平成27年2月24日
- ・事業区間 北区上十条二丁目
- ・事業延長 335m
- ・計画幅員 20m（現道無）
- ・用地取得率 19%



（北区上十条二丁目付近）

② 補助第73号線（十条仲原）

令和6年度は、用地取得を推進するとともに、仮歩道整備工事を施工する。

- ・事業認可 平成27年2月24日
- ・事業区間 北区上十条二丁目
～十条仲原二丁目
- ・事業延長 560m
- ・計画幅員 20m～30m（現道無）
- ・用地取得率 24%



（北区十条仲原一丁目付近）

③ 補助第86号線（赤羽西）

令和6年度は、用地取得を推進する。

- ・事業認可 平成27年2月24日
- ・事業区間 北区赤羽西五丁目～一丁目
- ・事業延長 1,150m
- ・計画幅員 20m（現況一部 約9m）
- ・用地取得率 69%



（北区赤羽西四丁目付近）

④ 補助第90号線（荒川）

令和6年度は、用地取得を推進するとともに、排水管設置工事等を施工する。

- ・事業認可 平成27年2月24日
- ・事業区間 荒川区荒川一丁目～七丁目
- ・事業延長 1,120m
- ・計画幅員 25m（現況 約11m）
- ・用地取得率 70%



（荒川区荒川一丁目付近）

⑤ 補助第 9 0 号線（町屋）

令和 6 年度は、用地取得を推進する。

- ・ 事業区間 荒川区荒川七丁目
～町屋一丁目
- ・ 事業延長 1 1 0 m
- ・ 計画幅員 2 5 m（現況 約 5 m）
- ・ 用地取得率 2 8 %



（荒川区町屋一丁目付近）

⑥ 補助第 1 3 6 号線（足立）

令和 6 年度は、用地取得を推進するとともに、排水管設置工事等を施工する。

- ・ 事業認可 平成 2 6 年 9 月 1 9 日
- ・ 事業区間 足立区足立一丁目～三丁目
- ・ 事業延長 6 3 0 m
- ・ 計画幅員 1 5 m～1 8 m
（現況 約 1 1 m）
- ・ 用地取得率 9 1 %



（足立区足立三丁目付近）

⑦ 補助第 1 3 8 号線（興野）

令和 6 年度は、用地取得を推進するとともに、排水管設置工事等を施工する。

- ・ 事業認可 平成 2 6 年 2 月 7 日
- ・ 事業区間 足立区興野一丁目
～本木二丁目
- ・ 事業延長 3 5 0 m
- ・ 計画幅員 1 6 m
- ・ 用地取得率 9 9 %



（足立区本木二丁目付近）

※以上のほか、特定整備路線には補助 1 3 6 号線（本木）、（関原）、（梅田その 2）がある（P. 11～12 参照）。

橋梁整備事業

橋梁の整備事業は、老朽橋の掛け替えによる耐震性・耐荷力の向上や、交通上のボトルネックを解消するとともに、災害発生時における避難・輸送ルートの機能を確保するなど、道路ネットワークの強化を図るものである。

第六建設事務所では、毛長川に架かる鷺宮橋について、整備方法等の検討を行っている。

① 鷺宮橋

令和6年度は、橋梁整備に向けた検討を行っている。

- ・事業区間 足立区花畑七丁目
- ・事業延長 180m
- ・計画幅員 12m
- ・用地取得率 — %



(足立区花畑七丁目付近)

(4) 交通安全施設事業

① 無電柱化事業

東京都無電柱化推進条例及び無電柱化の推進に関する法律に基づく「東京都無電柱化計画（令和3年6月改定）」の目標達成に向けて取り組みを行う。

整備対象である計画幅員で完成した歩道幅員2.5m以上の都道について、防災上の位置付けやエリアにより区分した対象路線ごとに目標を定め、整備を推進する。

当所管内においては、全体で32箇所、約27.4kmで電線共同溝の整備を実施している。

令和6年度事業箇所一覧

路線名又は通称道路名	整備箇所	道路延長 (m)
尾久橋通り	足立区舎人四丁目～舎人三丁目	210
北本通り	北区神谷三丁目～志茂五丁目	1,710
本郷赤羽線	北区上十条三丁目～上十条四丁目	600
	北区赤羽西六丁目～赤羽西五丁目	540
	北区中十条一丁目～上十条一丁目	500
	北区王子三丁目～王子二丁目	400

尾竹橋通り	荒川区荒川五丁目～荒川七丁目	7 1 0
	足立区栗原三丁目～東伊興三丁目	3, 1 5 0
言問通り	台東区根岸三丁目～下谷一丁目	4 6 0
不忍通り	台東区池之端二丁目	3 8 0
	文京区音羽二丁目～目白台二丁目	4 7 0
都電通り	荒川区西尾久三丁目～東尾久三丁目	7 9 0
王子金町市川線	北区王子一丁目～豊島二丁目	3 6 0
環七通り	北区西が丘三丁目～中十条三丁目	1, 1 4 0
	北区神谷三丁目～神谷一丁目	2 4 0
	足立区鹿浜二丁目～鹿浜一丁目	8 5 0
	足立区鹿浜四丁目～江北五丁目	1, 2 6 0
	足立区西新井七丁目～西新井本町一丁目	8 0 0
	足立区西新井一丁目～西新井栄町二丁目	8 6 0
	足立区平野一丁目～中央本町五丁目	7 0 0
	足立区一ツ家三丁目～青井五丁目	1, 1 8 0
	足立区谷中四丁目～中川四丁目	1, 3 4 0
	足立区栗原一丁目～梅島三丁目	2 0 0
	足立区新田一丁目～新田二丁目	6 4 0
	足立区中川五丁目～中川四丁目	2 2 0
江北橋通り	足立区扇二丁目～江北二丁目	6 3 0
	足立区足立三丁目～東和一丁目	1, 8 5 0
足立越谷線	足立区西保木間三丁目～西保木間五丁目	2 7 0
常盤台赤羽線	北区桐ヶ丘一丁目～赤羽台二丁目	3 3 0
赤羽西台線	北区赤羽北二丁目～浮間二丁目	1, 5 3 0
東京川口線	足立区鹿浜二丁目～鹿浜五丁目	8 4 0
川の手通り	足立区綾瀬二丁目～谷中四丁目	2, 2 0 0

施工前



施工後



特 458 白山小台線（北区田端一丁目）

② 自転車通行空間の整備

東京都は、平成 24 年 10 月に策定された「東京都自転車走行空間整備推進計画（H24.10）」に基づき、2019 年度末までに約 300 kmを整備した。

これに続く計画として、「東京都自転車通行空間整備推進計画」が令和 3 年 5 月に策定された。六建管内では、令和 4 年度～5 年度に、優先整備区間である尾久橋通り（荒川区 1.1 km）、本郷赤羽線（0.6 km）の整備を実施した。令和 6 年度からは、不忍通り（台東区 1.0 km）の整備を予定している。

施工後①



白山通り（文京区小石川）

施工後②



尾久橋通り（荒川区東尾久）

③ 東京ストリートヒューマン 1st 事業

東京都は、令和 3 年 1 月に、「東京ストリートヒューマン 1st 事業」を策定した。

当所管内では、本計画に基づき、道路の景観整備を推進し、多様な人々が集う、首都東京にふさわしい快適で魅力あるみち空間の創出に取り組んでいる。なお、令和 5 年度は言問通り（台東区 0.6 km）の整備を実施した。

（５） 橋梁補修事業

① 橋梁の長寿命化

平成 21 年 3 月に建設局が策定した「橋梁の管理に関する中長期計画」の中核をなす、橋梁の長寿命化を計画的に進めている。橋梁の長寿命化は、既設橋梁の安全性・使用性・耐久性を最新の技術により確保し、橋梁の延命化を図るものである。

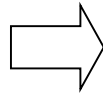
六建管内では、関東大震災復興事業として架設された吾妻橋などの著名橋や高度経済成長期に架設された環七通りの西新井陸橋など 26 橋の長寿命化事業を推進することとしている。

令和6年度は、荒川に架かる新荒川大橋（下流）や環七通りの鹿浜橋など、12橋の事業を推進する。

西新井陸橋



（4車線 → 2車線規制）



（平成29年11月4日 規制解除）

② 隅田川中流部著名橋の景観照明・塗替

吾妻橋、駒形橋、厩橋、蔵前橋は、関東大震災復興事業として、また白鬚橋は東京府の都市計画事業の一環として架橋され、東京都選定歴史的建造物に指定されており、都民にも親しまれる重要な景観資源である。

これらの5橋は、隅田川中流部著名橋として東京オリンピック・パラリンピックに向けてライトアップ及び地域の景観に合わせた塗装塗替えを行い、平成31年度に完成し、令和2年度までにすべての橋でライトアップの点灯を開始した。今後も引き続き、一建管理の5橋と合わせ全10橋で、夜の隅田川の賑わいを創出していく。

蔵前橋



【平成23年】



【平成29年】



【令和元年】

(6) 沿道環境に配慮した路面の高機能化

道路の計画的な補修により、路面の交通騒音・振動の低減を図るとともに、歩行者の安全性、快適性を高める歩道改善を進めている。

道路沿道環境対策基本方針に基づく優先的対策道路区間（環七通り）は、より騒音低減効果のある二層式低騒音舗装として継続的に実施している。

六建管内では、道路のヒートアイランド対策の一つとして、路面温度上昇を抑制する遮熱性舗装を、平成21年度から文京区で先行して実施し、平成24年度から新たに荒川区・台東区も加わった。令和6年度は3箇所の工事を予定している。

施工後①



環七通り（足立区梅島）

施工後②



国際通り（台東区蔵前）

(7) 街路樹の良好な維持管理（質の向上）

道路の緑には、人にうるおいと安らぎを与えるほか、都市環境の改善、美しい都市景観の創出、安全で円滑交通への寄与、災害時の火災などから都民を守る防災機能など、様々な役割がある。

六建管内では、防災上重要な環状七号線（環七通り）を含めた8路線の大径木（幹回り90cm以上）を対象として、街路樹防災診断を実施し、震災時の通行を妨げないように、倒木の恐れがある街路樹の更新を行い、平成30年度において、予定路線の防災診断をすべて完了した。

引き続き、台風等による倒木等を防止し、防災機能強化を高めるため、令和3年度～12年度で集中的に街路樹防災診断と更新を実施していく。

また、これまで整備した街路樹については、その成育段階に合わせたきめ細やかな維持管理を行い、街路樹の健全な育成を行っていく。

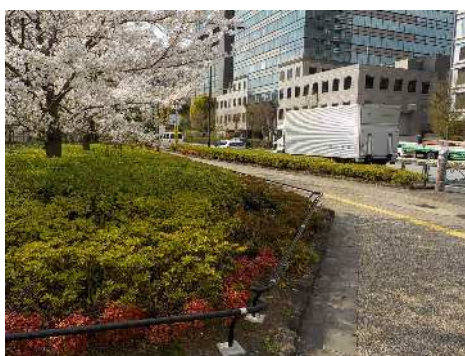
良好な維持管理



川の手通り（荒川区）



尾久橋通り（足立区）



外堀通り（文京区）

河川事業

東京都では、洪水・高潮による水害や土砂災害等の危険から都民の生命と暮らしを守るとともに、うるおいのある水辺の形成・自然環境の保全・再生及び河川利用などを推進して良好な河川環境と都市環境を形成することを目指し、安全で安心かつ活力のある都市の創出に取り組んでいる。

(1) 河川の管理

第六建設事務所では、河川管理の目的である、安全で快適な河川を実現するため、占用許可、使用許可、河川監察、境界の立会い、不法占・使用の対応等を行っている。

また、油流出や魚浮上等の水質異常事故の処理を行い、流水の正常な機能の維持にも努めている。

管理河川（一級河川）（令和6年4月1日現在）

単位：km

水系	河川名	左岸	右岸	備考
荒川	隅田川	11.9	18.0	
	新河岸川	4.1	3.0	
利根川	綾瀬川	4.1	3.6	
	毛長川	2.5	7.0	
左・右岸延長計		54.2		
公有土地水面	千川上水	0.75		
区管理河川のうち、都が管理する部分	石神井川	0.24		飛鳥山分水路
	神田川	4.58		
		江戸川橋分水路 1.64 水道橋分水路 1.64 お茶の水分水路 1.30		

□ 防災対策

●水防態勢

第六建設事務所では、台風や地震などによる、洪水・高潮・津波に際し、水防の万全を期するため、東京都水防本部の指示による水防態勢（連絡、警戒配備、第1～第4非常配備）を執り、水防管理団体や関係機関との情報連絡や技術支援を行っている。また、水防管理団体の水防活動を効果的に支援できるように、管内8箇所の水防倉庫に水防資器材を備蓄するとともに、移動式排水ポンプ車（能力：5 m³/min×2基）を配備している。

移動式排水ポンプ車操作訓練



●防災船着場

防災船着場は、住民の避難や緊急物資の輸送など必要な機能を有効に発揮し、災害時等における河川舟運の拠点となるものである。六建が管理する河川には、10箇所あり、そのうち3箇所（桜橋・千住・荒川遊園）を管理し、震災や非常時に備えている。

令和4年度から管理する3箇所の防災船着場について、照明施設や案内サイン等の施設整備の検討を行い、令和5年度から千住防災船着場の施設整備に着手した。



（千住防災船着場）

●隅田川スーパー堤防

隅田川沿いでは、地震等災害に対する安全性と水辺環境の向上を図るため、沿川の再開発事業等まちづくりと一体的にスーパー堤防が整備されている。令和3年度末現在、管内で約12.2kmにわたって整備されている。



（隅田川スーパー堤防・神谷三丁目地区）

●土砂災害対策

東京都では、「がけ崩れ」などの土砂災害から都民の生命を守るため土砂災害防止法により「土砂災害警戒区域」、「土砂災害特別警戒区域」の指定を実施している。

第六建設事務所管内では、北区内で警戒区域 9 5 箇所（うち特別警戒区域 7 1 箇所）、文京区内で警戒区域 1 0 6 箇所（うち特別警戒区域 6 4 箇所）、荒川区内で警戒区域 7 箇所（うち特別警戒区域 6 箇所）、台東区内で、警戒区域 2 箇所（うち特別警戒区域 1 箇所）指定されている。

□ 河川管理施設の長寿命化

東京都では、河川構造物（調節池・分水路）の予防保全計画を策定し、施設の安全性の確保と長寿命化を進めている。

第六建設事務所の管理施設では神田川のお茶の水分水路、水道橋分水路及び江戸川橋分水路と石神井川の飛鳥山分水路の 4 施設が対象である。

平成 2 8 年度に神田川お茶の水分水路、平成 2 9 年度に石神井川飛鳥山分水路、令和 2 年度に神田川江戸川橋分水路の補修工事に着手し、お茶の水分水路については令和元年度に完了している。令和 6 年度は神田川江戸川橋分水路の補修工事を実施する予定である。

（２） 河川整備事業

各河川における事業箇所一覧

水系	河川名	事業			
		延長	整備済延長	区間	備考
利根川	綾瀬川	7,300m	7,100m	水戸橋～内匠橋	河川堤防耐震事業
	毛長川	8,600m	8,600m	綾瀬川合流部 ～舎人橋上流	高潮対策事業 (第一次河床掘削)
	毛長川	8,600m	500m	綾瀬川合流部 ～舎人橋上流	高潮対策事業 (護岸整備)
	垢川	2,250m ※1	0m	垢川排水機場 ～小涌井排水機場	河川堤防耐震事業 (二期)
荒川	隅田川	3,080m ※2	3,080m	神田川合流部 ～白鬚橋	東京の顔づくり (テラス照明)
	新河岸川	200m	0m	中の橋 ～ＪＲ埼京線	高潮対策事業
	新河岸川	3,900m ※2	80m	隅田川合流部 ～新河岸橋	河川堤防耐震事業 (二期)
	石神井川	1,230m	680m	隅田川合流部 ～溝田橋	高潮対策事業
		200m ※3	25m	新柳橋左岸上下流	河川堤防耐震事業

	神田川	3,060m	2,980m	小石川橋 ～駒塚橋	中小河川整備事業
--	-----	--------	--------	--------------	----------

※1:右岸(足立区側)のみ

※2:六建施工分(他事務所施工分は除く)

※3:高潮対策事業と合わせて整備を行う

① 高潮対策事業

第六建設事務所管内は、地形的に大半が低地であり、管内の河川（石神井川及び毛長川）については、集中豪雨、台風等に対して影響が大きいことから、洪水や高潮に対する安全性を向上させるため護岸等の整備を進めている。

●石神井川

石神井川は、新柳橋より上流及び新柳橋下流の一部（右岸約40m）が整備済である。

令和元年度から、北区区道橋の新柳橋架替に着手している。



石神井川（北区堀船二丁目付近）

●毛長川

毛長川は、東京都と埼玉県都県境を流れており、都県境が錯綜するため、平成6年に埼玉県と協定を締結し、護岸整備を進めている。

令和6年度は引き続き、花畑大橋上流にて護岸整備工事を実施していく。



(着手前)



(完成後)

毛長川（足立区花畑五丁目付近）

② 中小河川整備事業

中小河川の流域では、都市化の発展に伴う保水・遊水機能の低下により、降雨時に短時間に河川へ流出するようになり、近年においても集中豪雨等による浸水被害が発生している。

管内河川の神田川における中小河川整備事業は、このような水害から都民の命と暮らしを守り、生活環境の向上に寄与することを目的としたものである。



神田川（新宿区新小川町付近）

令和6年度は、引き続き白鳥橋架け替え工事を施工する予定である。

③ 東部低地帯の河川施設整備事業（河川堤防耐震・耐水対策事業）

第六建設事務所では、平成21年度から綾瀬川において実施している耐震対策事業（従来対策）に加え、東日本大震災を受け、平成25年度からは、将来にわたって考えられる最大級の地震が発生しても、護岸及び防潮堤としての機能を維持することを目的に事業を進めている。

令和4年度から、目標とする耐震性能は変えずに新たに整備範囲を広げた「東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）」に基づき、新河岸川の防潮堤耐震整備工事を施工している。令和6年度は、岩淵橋下流右岸、及び浮間橋上流左岸で施工を予定している。



綾瀬川（足立区青井四丁目付）



新岸川（北区志茂五丁目付近）

④ 六町地区緩傾斜型堤防整備（スーパー堤防及び緩傾斜型堤防の整備事業）

第六建設事務所では、六町地区土地区画整理事業の進捗に合わせ、地区沿いを流れる綾瀬川の護岸を緩傾斜型堤防に整備していく。令和元年度より築堤工事に着手し、令和6年度は引き続き被覆、修景工事を施工する。

(3) 水辺のゆとりと潤いを活かした東京の顔づくり

東京都では、水害に対する安全性を高める取組とともに、人々が集い、賑わいが生まれる水辺空間を創出するための取組を行ってきた。

これからは、水辺のゆとりと潤いを活かす水辺のオープンスペースの更なる利活用促進をするための取組みを行っていく。

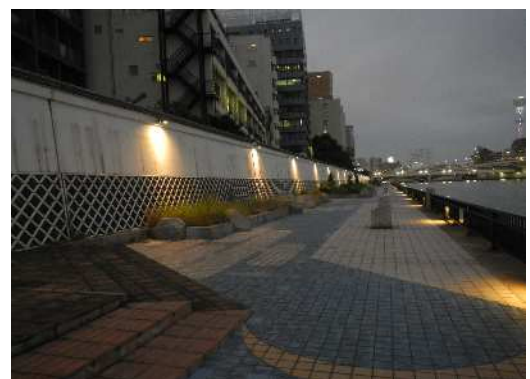
隅田川では、水質の改善やスーパー堤防・テラス等の整備により、水辺に親しむ環境が向上した。さらに、平成23年4月に河川敷地占用許可準則が改正され、河川空間の利活用を進める取り組みも広げている。

令和2年4月には、東武線隅田川橋りょう（台東区花川戸一丁目～墨田区向島一丁目）を利用して遊歩道が設置された。

●テラス照明

東京都では、平成24年5月の東京スカイツリーの開業を契機として、隅田川等におけるにぎわい促進の機運が高まったことを受け、夜間における回遊性の確保やにぎわいの誘導を目的とした照明施設を順次、設置している。

平成28年度から言問橋～白鬚橋間の照明施設設置に着手し、令和2年度に設置を完了した。



隅田川右岸テラス
(台東区柳橋一丁目付近)

●オープンカフェテラス

東京都では、人々が集い、賑わいが生まれる新たな水辺空間の創出に向け、台東区等の要望を受け、河川敷地を都市・地域等再生利用区域に指定した。

平成25年10月に2店舗がオープンし、地域と連携したイベントなどにも積極的に参加している。



(台東区花川戸一丁目付近)

●テラスギャラリー

東京都では、河川の賑わいの創出を目的とし、堤防壁面を利用した絵画の装飾にも取り組んでいる。



(台東区今戸一丁目付近)

●かわてらす

東京都では、水辺の更なる賑わいを目指し、平成 28 年 7 月から隅田川（駒形橋～厩橋）において、2 店舗で「かわてらす」（夏の京都鴨川などで見られる「川床」の東京版）の社会実験を実施してきた。平成 29 年度にこの 2 店舗の営業に対して地域の合意形成が得られ、台東区から都市・地域再生等利用区域指定の要望書が提出されたので、区域指定を経て河川占用許可準則に基づく特例占用による本格的な営業を開始した。

平成 30 年 3 月に河川部により「かわてらす実施要項」が策定され、隅田川でかわてらすの設置促進を図っている。

その後、令和 4 年度に新たに 1 店舗が営業を開始した。



（台東区駒形二丁目付近）

●すみだリバーウォーク

東京都では、東京の河川において人々が集い、賑わう豊かな水辺空間を創出するため、多様な施策を展開している。

令和 2 年 6 月に、東武線隅田川橋りょう（台東区花川戸一丁目～墨田区向島一丁目）を利用した遊歩道が設置されている。



（すみだリバーウォーク）

○ 六建ホームページのご案内

ホームページで、六建の事務所概要や各事業の内容についてより詳しくご覧になれます。

(アドレス) <http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/rokken/index.html>



令和6年4月1日

東京都第六建設事務所

住所 足立区千住東二丁目10番10号

電話 03-3882-1152